

定 款

一般社団法人 日本鼻科学会

一般社団法人 日本鼻科学会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人日本鼻科学会と称し、英文では、The Japanese Rhinologic Society と表示する。

(主たる事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を京都府京都市上京区下立売通小川東入る西大路町 146 番地（中西印刷株式会社 学会部）に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、鼻科学に関する研究発表、知識の交換、会員及び国内外の関連学会あるいは団体との連携協力を行い、鼻科学の進歩、普及、啓発を図り、もって本邦の医学医療の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 社員総会ならびに学術講演会の開催
- (2) 学会誌、診断・治療ガイドライン、その他の刊行物等の発行
- (3) 講習会及び研究会等の開催
- (4) 専門医、指導医及び教育認定施設等の認定
- (5) 研究の奨励及び研究業績の表彰
- (6) 会員及び国内外の関連学会あるいは団体との連携及び協力
- (7) 国際的な研究協力と交流の推進
- (8) 一般市民への鼻科学普及啓発活動
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び国外で行うものとする。

第3章 会員及び社員

(法人の構成員)

第 5 条 この法人の会員の種別は、次のとおりとする。会員は、この法人が行う事業に参加することができる。

- (1) 正会員 一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会の正会員であって、鼻科学に関心のある医師で、この法人の目的に賛同する個人。
 - (2) 準会員 日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会の非正会員で、この法人の目的に賛同する個人。
 - (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業を援助する個人又は団体。
 - (4) 名誉会員 鼻科学の進歩発展に寄与し、この法人に著しく貢献した個人で、理事会で細則の定める基準に沿って推薦され、社員総会で承認された個人。
 - (5) 国際会員 海外に在住し、この法人の目的に賛同し、理事会で承認された個人。
- 2 この法人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員は、正会員の中から選出される代議員をもって社員とする。
 - 3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会で定める。
 - 4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
 - 5 第3項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
 - 6 第3項の代議員選挙は、2年に1度実施することとし、代議員の任期は選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。代議員は再任を妨げない。また、任期中の選挙区の移動により、その資格を失わない。代議員がその任務を果たせない場合及び監事に就任した場合には代議員資格を失う。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴えを提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。当該代議員は、役員の

選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする。

- 7 代議員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その地位を失う。
- (1) 心身の故障等によりその任務を果たせないとき
 - (2) 監事に就任したとき
 - (3) 社員総会の決議によって除名されたとき
 - (4) 正会員の資格を失ったとき

（代議員の員数）

第 6 条 代議員の員数は、60名以上80名以内とする。

（補欠代議員の選挙）

第 7 条 代議員に欠員が生じた場合には、補欠の代議員を選挙することができる。

- 2 補欠の代議員の任期は、任期満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 3 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠代議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人の特定の代議員の補欠代議員として選任するときは、その旨及び当該特定代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員（2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員）につき2人以上の補欠代議員を選任するときは、当該補欠代議員相互間の優先順位

（補欠代議員の予備選挙）

第 8 条 代議員に欠員が生じた場合に備えて、予め補欠の代議員を選挙することができる。

- 2 前項の補欠の代議員の選任に係る選挙が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第5条第6項の代議員選挙終了の時までとする。
- 3 補欠の代議員の任期は、任期満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 4 補欠の代議員を選挙する場合には、前条第3項に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

(正会員の法人法上の権利)

第 9 条 正会員は、法人法に規定された次の各号に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。

- (1) 定款の閲覧等
- (2) 社員名簿の閲覧等
- (3) 社員総会の議事録の閲覧等
- (4) 社員の代理権証明書面等の閲覧等
- (5) 計算書類等の閲覧等
- (6) 議決権行使書面の閲覧等
- (7) 清算法人の貸借対照表等の閲覧等
- (8) 合併契約等の閲覧等

(入会)

第 10 条 この法人の会員（名譽会員を除く）として入会しようとする個人及び団体は、理事会が別に定める入会手続に従って申込をし、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第 11 条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員総会において別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。ただし、名譽会員を除く。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第 12 条 会員が任意に退会しようとするときは、理由を付して退会届を理事長に提出しなければならない。ただし、未納会費があるときは、これを全納しなければならない。

(会員の除名)

第 13 条 会員が次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、社員総会において、総社員の3分の2以上の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を著しく傷つけ、又は、この法人の目的に反する行為があったとき。

- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の決議をする場合、当該会員に対し、社員総会の日から 1 週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 第 1 項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員資格の喪失)

- 第 14 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。
- (1) 第 11 条の会費を 2 年以上滞納したとき
- (2) 当該会員が死亡し、又は、失踪宣告を受けたとき
- (3) 総社員が同意したとき
- 2 正会員である代議員が正会員の資格を喪失したときは、代議員の資格を喪失する。

第 4 章 社員総会

(構 成)

- 第 15 条 社員総会は、すべての社員によって構成される。

(権 限)

- 第 16 条 社員総会は、次の各号に掲げる事項について決議する。
- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の決定
- (4) 代議員の除名
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

- 第17条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 2 臨時社員総会は、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 理事会において開催の決議がされたとき
 - (2) 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員から、理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を付して、社員総会の開催の請求がなされたとき
 - (3) 監事から、理事に対し、社員総会の開催の請求がなされたとき

(招 集)

- 第18条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会に基づき理事長が招集する。
- 2 社員総会を招集するには、社員総会の日の1週間前までに、社員に対してその通知を発しなければならない。
- 3 前条第2項の規定による請求があった場合には、請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする通知を発しなければならない。
- 4 前2項の通知は、書面で行う。ただし、社員の承諾を得て、電磁的方法により通知を行うことができる。

(議 長)

- 第19条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

- 第20条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決 議)

- 第21条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散

- (5) 残余財産の処分
 - (6) その他法令で定められた事項
- 3 前2項の決議は、委任状による出席を妨げない。
- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(会員への通知)

第22条 社員総会の議事の要項及び決議した事項は、会員に通知する。

(議事録)

- 第23条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した社員のうち社員総会で選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名押印若しくは記名押印する。

第5章 役員等

(構成)

- 第24条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 9名以上12名以内
 - (2) 会長及び次期会長 各1名
 - (3) 監事 2名又は3名
 - (4) 幹事 (常任幹事若干名、年次幹事1名)
- 2 理事のうち1名を理事長とし、6名を常任理事とする。
- 3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、常任理事をもって業務執行理事とする。

(理事、理事長、常任理事、会長の職務及び権限)

- 第25条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、この法人の重要な業務執行に関する事項は、理事会において決定し、常任理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

- 3 理事長及び常任理事は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 4 会長は、学術講演会を主宰する。また、任期中の理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、会長が理事でない場合は採決には加わらない。会長に事故があったときは、理事長がその職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

- 第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも理事及び事務局に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
 - 3 監事は、社員総会に出席し、監査結果を報告し、意見を述べることができる。
 - 4 前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、社員総会の招集を請求することができる。
 - 5 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
 - 6 前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。
 - 7 監事は、この法人の理事又は事務局職員を兼任することができない。ただし、特に必要があると認められる場合は、1人を限度として会員以外の者から選任することを妨げない。

(幹事の職務及び権限)

- 第27条 常任幹事は、理事の職務を補佐する。年次幹事は、会長の職務を補佐する。

(選 出)

- 第28条 理事及び監事は、正会員の中から社員総会の決議によって選任する。
- 2 理事長、常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。詳しくは、細則に定める。
 - 3 会長は、正会員の中から理事会で推薦され、社員総会の承認を得た者とする。理事会は3年先の会長まで推薦することができる。
 - 4 常任幹事は、理事会で推薦され、理事長が委嘱する。年次幹事は、会長が推薦し、理事長が委嘱する。

(任期)

- 第29条 理事及び監事の任期は、それぞれ選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終結のときまでとする。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
 - 3 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
 - 4 会長の任期は、前回の学術講演会最終日の翌日から主宰学術講演会終了日までとする。また、年次幹事の任期は会長と同一とする。
 - 5 常任幹事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会終結のときまでとする。
 - 6 理事長、理事、監事及び常任幹事の連続在任は3期までとする。

(役員の解任)

- 第30条 役員は、その任期中であっても次の各号の一つに該当するときは、社員総会の決議により解任することができる。この場合、当該役員に対し、社員総会の決議の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
 - (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があるとき

(役員の報酬等)

- 第31条 役員の報酬等は、社員総会の決議によって定める。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(責任及びその免除)

- 第32条 役員は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これらによって生じた損害を賠償する責任を負う。
- 2 法人法第113条の規定にかかわらず、この責任は、すべての社員の同意がなければ、免除することができない。

第6章 顧問及び名誉会長

(顧問及び名誉会長)

第33条 この法人に、顧問及び名誉会長を置くことができる。

- 2 顧問は、細則の定める基準に沿って推薦され、その選任及び解任は理事会において決議する。
- 3 顧問の任期は、選任後2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 顧問は、理事長の相談に応じ、理事長の求めに応じて理事会ならびに社員総会に出席して参考意見を述べることができる。ただし、採決に加わらない。
- 5 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 6 名誉会長は、理事会で細則の定める基準に沿って推薦され、総会で承認された者である。任期は終身とする。

第7章 理事会

(構成)

第34条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成され、議長は理事長があたる。
- 3 理事会の議長は、必要と認めるときは、役員以外の者を理事会に出席させることができる。

(権限)

第35条 理事会は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、常任理事及び顧問の選定及び解職
- (4) その他法令又は定款、細則で定められた事項

(招集)

第36条 理事会は理事長が招集する。ただし、理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったときは、その請求のあった日から5日以内に招集の通知を発した上、7日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

- 2 理事会は、その現在数の3分の2以上の出席により成立する。委任に

よる出席は認められない。

- 3 理事長が欠けたとき、又は、事故があったときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く出席理事の過半数でこれを決す。ただし、可否同数の場合を含めて各理事の議決権は1個とする。

- 2 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について決議に加わることのできる理事の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名押印若しくは記名押印する。

第8章 委員会

(委員会)

第39条 この法人の事業を推進するため、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会規定は、別に定める。

第9章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第40条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 事務局職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し重要な事項は、理事長が理事会の決議により、別に定める。
- 5 職員は、有給とする。

- 6 事務局業務は、理事長が理事会の承認を得て外部に委託することができる。この場合、職員、組織、運営については、委託業者との契約によるものとし、第2項ないし第5項の規定は適用しない。

(備付帳簿及び書類)

第41条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならぬ。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿（及び会員の移動に関する書類）
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 認定、認可、許可等及び登記に関する書類
- (5) 社員総会の議事に関する書類
- (6) 理事会の議事に関する書類
- (7) 財産目録
- (8) 役員等の報酬規程
- (9) 事業計画書及び収支予算書
- (10) 事業報告書及び計算書類等
- (11) その他法令又は定款で定める帳簿及び書類

第10章 資産及び会計

(事業及び会計年度)

第42条 この法人の事業年度及び会計年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第43条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を得て直近の社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の各号に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次に掲げる書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
 - (1) 監査報告

第11章 基金

（基 金）

- 第45条 この法人は、基金を引き受ける者を募集することができる。
- 2 投出された基金は、基金者と合意した期日まで返還しないものとする。
 - 3 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、法人法第141条第2項に定める額の範囲内で行うものとする。
 - 4 基金の返還を行う場所及びその方法その他必要な事項は理事会において別に定めるものとする。

第12章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

- 第46条 この定款は社員総会の決議によって変更することができる。

（解 散）

- 第47条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第48条 この法人の清算に伴う残余財産は社員総会決議を経て、この法人と類似の目的を有する公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国、若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の分配)

第49条 この法人は剰余金の分配を行うことができない。

第13章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故、その他やむを得ない事由により、電子公告による公告をすることができない場合には、官報に掲載する方法により行う。

第14章 附 則

(最初の事業年度)

第51条 この法人の最初の事業年度は、この法人の設立の日から平成25年8月31日までとする。

(設立時社員の氏名、住所)

第52条 この法人の設立時の社員(代議員)の氏名、住所は次のとおりである。

(住所) 住所記載

(氏名) 岡本 美孝

(住所) 住所記載

(氏名) 市村 恵一

(住所) 住所記載

(氏名) 黒野 祐一

(設立時の理事・監事)

第53条 この法人の設立時の理事、監事は次のとおりとする。

設立時理事

岡本 美孝
市村 恵一
黒野 祐一
池田 勝久
友田 幸一
内藤 健晴
原渕 保明
春名 真一
氷見 徹夫
平川 勝洋
増山 敬祐
三輪 高喜

設立時監事

古川 俊
佐野 真一

(設立時の代表理事)

第54条 この法人の設立時の代表理事は次のとおりとする。

設立時代表理事 岡本 美孝

(法令の準拠)

第55条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人日本鼻科学会の設立のため、設立時社員岡本美孝他2名の定款作成代理人である司法書士法人井上事務所 代表社員井上嗣浩は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成25年3月25日

設立時社員 岡本 美孝

設立時社員 市村 恵一

設立時社員 黒野 祐一

上記設立時社員3名の定款作成代理人
京都市伏見区深草西浦町4丁目36番地
司法書士法人井上事務所
代表社員 井 上嗣 浩

附 則

- 1 この定款は、設立の登記の日から施行する。一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第13条に定める公証人の認証を受け、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律22条に定める一般社団法人として登記されるまでは、この法人はこの会と読み替え、一般社団法人は読まない。
- 2 一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

一般社団法人日本鼻科学会 細則

平成 25 年 4 月 1 日制定
平成 30 年 8 月 20 日改正
令和 3 年 5 月 14 日改正
令和 6 年 5 月 17 日改正
令和 7 年 10 月 6 日改正

(入会手続)

- 第1条 この法人に入会しようとする個人又は団体は所定の入会申込書とともに所定の入会金及び会費を添えて理事長に提出する。
- 2 入会金は 2, 000 円、会費は年額 10, 000 円とする。ただし、賛助会員は入会金を要せず、会費は原則として年額 1 口 100, 000 円とする。ただし、定款第 11 条第 1 項にかかる名譽会員及び名譽会長は会費の納入を要しない。また、国際会員は理事会の承認があれば入会金及び会費の納入を免除される。
- 3 日本鼻科学会学術講演会に共同研究者として参加する者を臨時会員とすることができる。臨時会員は当該講演会に限り、参加の資格を有し、学会に 2, 000 円を納めるものとする。
- 4 既納の入会金及び会費は理由の如何にかかわらず返還しない。

(異動届)

- 第2条 正会員は、勤務先及び住居の異動のある場合には速やかに事務局まで書類もしくは電磁的方法にて届けるものとする。

(名譽会長の推薦基準)

- 第3条 長年この法人の運営委員長及び理事長を歴任し、この法人に著しく貢献したもの。

(顧問の推薦基準)

- 第4条 理事会が業務遂行上必要と認めた理事長経験者。ただし、推薦時 75 歳を超えないものとする。

(名譽会員の推薦基準)

- 第5条 名譽会員は鼻科学の進歩、発展に寄与し、この法人に著しく貢献した者

であって、原則として次の各号に掲げる項の3つ以上に該当する者のうちから推薦する。

- (1) 15年以上評議員もしくは代議員であった者
- (2) 6年以上理事又は監事であった者
- (3) 会長又は理事長であった者
- (4) 15年以上耳鼻咽喉科及び関係学科の教授の職にあった者
- (5) 鼻科学に関し、特に優れた学術上の業績を挙げた者

(選挙管理委員会)

第6条 理事、監事及び代議員の選出時に、選挙管理委員会を置く。選挙管理委員会の長ならびに委員は理事会の議を経て理事長が委嘱する。

- 2 選挙管理委員会は選挙結果をすみやかに会員に開示する。

(当選の決定)

第7条 定数を上回る立候補者がある場合には選挙を行い、所定の投票方法を以て選出される定数を連記する。得票数の最も多かった者から、細則第8条の通り、定数までの候補者を当選者とする。ただし、理事及び監事の選挙にあたっては社員総会で決議を受ける者とする。得票数が同数の時は、選挙管理委員会が行う抽選によって決定する。ただし、理事長選出の場合には、現理事長が決定する。

(理事の選出)

第8条 理事の選出にあたっては、2名以上の正会員の推薦を受けて立候補した正会員を被選挙人とする。ただし、選出時において65歳を超えないものとする。

- 2 選出は選挙年に新たに選出された代議員の事前議決権行使による無記名投票で候補者を決定し、社員総会で決議する。
- 3 投票は立候補者が12名を超える場合、立候補者の中から、第4項以降の通り12名を選ぶものとする。立候補者が12名以下の場合には、無投票当選とする。
- 4 立候補者が13名以上かつ女性立候補者が複数の場合には、女性のうち最も得票数の多い者（女性最多得票者）1名を決定し、次に、女性最多得票者を除いた者の中から得票数順で定数までの候補者を当選者とする。
- 5 立候補者が13名以上かつ女性立候補者が1名の場合には、女性立候補者については信任投票のみを行う。投票総数の過半数をもって信任とす

る。信任になったときは、残りの定数については得票順に決定し、不信
任のときは第6項に準じる。

- 6 女性立候補者がいない場合には、得票数順に定数までの候補者を当選者とする。

(理事長の選出)

第9条 理事長の選出にあたっては、選挙年に新たに選出された理事の無記名投票による互選で過半数の票を得た者とする。

(監事の選出)

第10条 監事の選出にあたっては、2名の正会員の推薦を受けて立候補した正会員を被選挙人とする。ただし、選出時において68歳を超えないものとする。選出は選挙年に新たに選出された代議員の事前議決権行使による無記名投票で候補者を決定し、社員総会で決議する。

(代議員の選出)

第11条 代議員の選出にあたっては、鼻科学とこの法人の発展に貢献するために立候補した正会員を被選挙人とする。ただし、選出時において10年以上の連続した正会員歴をもち、65歳を超えないものとする。選挙年の1月1日における正会員が投票権を有し、選挙区別に無記名投票を行う。

- 2 各選挙区における代議員の定数は、選挙年の1月1日における正会員数に基づいて、理事会により決定される。選挙区は日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会の地方部会のブロックを準用し、北海道ブロック、東北ブロック及び関東ブロックを東日本選挙区に、中部ブロックと近畿ブロックを中日本選挙区に、中国ブロック、四国ブロック及び九州ブロックを西日本選挙区にする。
- 3 各代議員選挙区の代議員の欠員が、定数の3分の1に達する場合には、補欠代議員選挙を当該選挙区で行う。実施方法は、通常の代議員の選出に準ずるが、定款及び細則に定めがある場合にはそれに従う。

(代議員選挙の投票方法)

第12条 有権者は選挙管理委員会が指定した方法を以て、選挙期日までに選出される定数を選ぶものとする。

(代議員選挙の投票無効)

第13条 次の各号に掲げる投票は、これを無効とする。

- (1) 所定の投票方法に因らなかったもの
- (2) 候補者でない者の氏名を記載したもの
- (3) 定数の記載がなされていないもの
- (4) 記載した氏名の確認ができないもの
- (5) 選挙の期日までに到着しなかったもの

(職務分担)

第14条 常任理事及び常任幹事の職務は次の各号に掲げる通りに分担し、担当する。

- (1) 常任理事の職務は庶務、総務、学術、会計、涉外、社療に分担し、各担当の常任理事1名を置く。
- (2) 常任幹事の職務もこれに準じて分担するものとする。

(学術研究基金)

第15条 鼻科学に関する事業、研究を助成するために、日本鼻科学会学術研究基金を設置する。

- 2 基金に関して日本鼻科学会学術研究基金規定を別に定める。

(学会賞)

第16条 鼻科学の発展と研究者育成のため、日本鼻科学会賞を設ける。

- 2 学会賞に関して日本鼻科学会賞規定を別に定める。

(論文賞)

第17条 鼻科学会誌を充実させるため、日本鼻科学会誌優秀論文賞を設ける。

- 2 論文賞に関して日本鼻科学会誌優秀論文賞規定を別に定める。

(メーリングリスト（ML）を利用した審議)

第18条 この法人は審議事項の迅速化を図るために、別に定める理事会及び各委員会でメーリングリスト（ML）を作成し、MLを利用して情報交換や審議することができる。

- 2 MLを利用した審議に関して施行規定を別に定める。

(会員資格の停止及び戒告)

第19条 定款第3章第5条第1項にて定める会員は、この法人の会員として、不適切な行為があった場合には理事会の議決により会員資格の停止

もしくは戒告の処分を受ける。

(細則の変更)

第20条 この細則は理事会の決議によって変更することができる。

附 則

この細則は、令和7年10月6日より改正する。